

福井県教員育成協議会開催要領（案）

（目的）

第1条 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。）第22条の5に基づき、公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関する指標（以下「指標」という。）の策定に関する協議並びに当該指標に基づく当該校長及び教員の資質の向上に関して必要な事項についての協議を行うため、福井県教員育成協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

（協議事項）

第2条 協議会は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について協議する。

- （1）文部科学大臣が策定した指針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該校長及び教員の職責、経験及び適性に応じた指標の策定に関すること
- （2）その他、公立の小学校等の校長及び教員の資質の向上に関すること

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- （1）福井県教育委員会学校教育幹
- （2）福井県教育総合研究所所長
- （3）福井大学教職大学院、福井大学教育学部及び仁愛大学人間生活学部の代表者
- （4）都市教育長協議会及び町教育長会の代表者
- （5）公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の各校長会の代表者
- （6）福井県PTA連合会及び福井県高等学校PTA連合会の代表者

2 協議会には、前項の委員以外に福井県教育委員会が認める者も参加することができる。

（議長）

第4条 協議会に議長を置く。

2 議長は、福井県教育委員会学校教育幹をもって充てる。

3 議長は、協議会の会議の進行を行う。

4 議長に事故あるときは、議長のあらかじめ指名する者がその職務を代行する。

（事務）

第5条 協議会に関する事務は、福井県教育庁教育政策課において処理する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会が別に定める。

附則

この要領は、平成29年10月2日から施行する。